平成２２年（フ）第４６５号
埼玉県三郷市新和４丁目372番地、前住所埼玉県三郷市小谷堀14番地16
債務者　増田　茂夫
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　智康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
長野県諏訪市湖岸通り４丁目10番20号
債務者　中山　明彦
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　泰史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第２０６１号
札幌市白石区栄通19丁目13番２―402号
債務者　荒川　るみ（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲世古善樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３３号
山形市若葉町７番36号　みなか荘202号
債務者　大沼新之助
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　三之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２号
愛媛県大洲市八多喜町甲1232番地第６
債務者　石山　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳瀬　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第４７号
愛媛県西予市三瓶町垣生甲167番地１
債務者　山﨑由紀夫
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　和範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第４８号
愛媛県西予市三瓶町垣生甲167番地１
債務者　山﨑ひづる
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　和範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第７６号
三重県松阪市射和町512番地１
債務者　坂口　雅雄
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
津地方裁判所松阪支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２６１号
山形市城西町４丁目９―33　田村方、外国人登録原票上の住所山形市城北町１丁目18番15号　ドリームコーポ203号
債務者　今野メリーグレースこと　KONNO MARY GRACE ABARRA
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０２号
函館市昭和３丁目12番13号
債務者　加藤　和男
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３７１号
函館市千代台町19番15号
債務者　青山　勝夫
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３７５号
函館市花園町24番８号
債務者　古川さとみ
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９号
岩手県陸前高田市高田町字長砂29番地１　竹中アパート６号、前住所岩手県気仙郡住田町世田米字火石６番地６
債務者　近江ミヨ子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２４９号
奈良県高市郡高取町大字上子島761番地２
債務者　吉田真須美
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
奈良県葛城市竹内235番地６
債務者　森垣　琴実（旧姓奥畑）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
奈良県橿原市曽我町1278番地
債務者　安藤　徳幸
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
奈良県橿原市曽我町1278番地
債務者　安藤佳奈子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係